

# 令和7年度 第2回大府市地域福祉推進会議議事録(要約)

日 時 令和8年2月4日(水) 午前10時から午前11時25分まで

会 場 大府市役所 全員協議会室

出席者 (推進委員) ※敬称略

委員長 渡辺隆夫、副委員長 中村直也、芳賀鉄男、川島ゆり子、酒井信子、柴垣久子、山本友和、丸山冬芽、東千恵子、鈴木悦彦、藤崎あかり、永田範子  
(欠席) 近藤由美子、松本華子

(事務局) ※所属順

福祉部長 猪飼、地域福祉課長 山本、福祉まるごと相談室長 中本、  
高齢障がい支援課長 小島、  
地域福祉課福祉政策係長 浅井、福祉まるごと相談室主査 杉浦、  
高齢障がい支援課高齢福祉係長 佐野、高齢障がい支援課障がい福祉係長 阪野、  
大府市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 鈴置、  
大府市社会福祉協議会 総務課長兼第1層地域づくりコーディネーター 櫻木、  
大府市社会福祉協議会 総務課 事業係グループリーダー 三好

<司会：事務局>

## 1 議題

<進行：委員長>

### (1) 市民後見人養成の取組について (資料No. 1-1、1-2、別冊)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・ 成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利を守り、本人の希望に沿った財産管理や生活支援を行う制度であり、本市では、令和4年度から成年後見センターを設置し、制度の啓発や利用促進を進めている。
- ・ 現在、市が取組を進めている市民後見人制度は、年60時間程度の研修を受講し、研修受講修了後に家庭裁判所から選任される市民の方で、専門職ではないものの「地域に暮らす市民」としての側面を活かした支援を行うものである。専門職の不足を背景に、地域に暮らす市民としての立場を活かして対象者に寄り添う支援者として、養成を推進している。
- ・ 現在の修了者は8名で、40～60代が中心となっている。今年度さらに4名が研修修了後に登録予定である。フォローアップ研修の実施等、活動開始後の継続的な学習機会も設けている。
- ・ 今年度、本市で第1号の市民後見人が誕生し、知的障がいのある高齢者の支援を行っている。週1回訪問し生活費を届けたり相談対応を行ったりするなど、地域の一員として本人に寄り添い、本人の意思を尊重した支援を実践している。
- ・ 市民後見人と社会福祉協議会による「共同後見」の仕組みを採用し、市民目線の見守りと専門的な知見を活かした支援を組み合わせ、質の高い支援を実施している。今後も地域全体で権利擁護を推進していく方針である。

### 【質疑応答・意見等】

委員)

- ・ 地域の一員としての強みを生かした取組である一方、同じ市民であるからこそその距離の保ち方の難しさもあると思う。フォローアップ講座等の支援とは別に、市民後見人に困りごとが発生したタイミングで、タイムリーにフォローされるような仕組みは検討されているか。

事務局)

- ・ 成年後見センターを務める市は、市民後見人も含めた後見人を支援することも仕事である。受任者調整会議や事例検討会議という被後見人の支援関係者が協議する場を月1回設けており、問題解決を図っている。
- ・ 共同後見受任者である社会福祉協議会との相談で解決できることが理想だが、定期的な面談機

会も設けているため、市としても試行錯誤しながら活動を支えていく。

委員)

- ・今回の説明で市民後見人制度を初めて知った。専門職だけでなく地域住民が担う意義は大きいと感じており、市民後見人は専門職の後見人より、被後見人が相談しやすい対象となるのではないかと感じたが、一方で、専門性の確保の重要性も感じている。
- ・養成には相当なプログラムが組まれているが、養成にかかる経費負担はどうなっているのか。また、毎年4人が養成されているが人数が設定されているのか。
- ・今後、利用者の増加が見込まれる取組であるが、市民後見人の報酬について、適切な報酬が支給されるような仕事と捉えた制度となっているのか確認したい。

事務局)

- ・60時間の養成カリキュラムは、厚生労働省のモデルに基づき、東京大学と共同研究を行う地域後見推進センターへ委託して実施している。受講料は市が負担しており、その予算上の制約から募集定員に上限を設けていることから、毎年4人程度の養成となっている。
- ・修了には筆記試験・論文などの効果測定があり、さらに市独自の審査を経て、市民後見人登録バンクに登録されるような仕組みである。国家資格ではないが、大府市が考える市民後見にふさわしい方かどうか、適性を厳格に確認させていただいている。
- ・成年後見人への報酬は、市民後見人独自の制度はなく、他の後見人と同様に被後見人の財産状況や業務内容に応じて家庭裁判所が決定した額が支払われる仕組みとなっている。

委員)

- ・養成講座の内容を拝見し、制度に関する内容も多く、とても難しい研修であると感じた。一方で、対人援助に関する研修がもっと多くてもいいのではないかと感じた。フォローアップ研修の際にロールプレイングを行うなど、実際の支援に即したフォローがあると市民後見人も安心して活動ができるのではないかと思う。

事務局)

- ・60時間の養成カリキュラムは、財産法・家族法など専門性が高い構成となっており、これは人の財産を管理する職務である市民後見人の養成に当たって不可欠な内容であると考えている。
- ・一方で、実際の支援では本人とのコミュニケーションなど対人援助力が重要である。その強化のためフォローアップ講座を実施しているが、市民後見人からもその点に不安があるという声は聞いており、実践的な経験の場の充実が今後の課題であると受け止めている。

委員長)

- ・市民後見人の取組では、「共同後見」という仕組みがあることはとてもいいことだと感じた。後見人による財産搾取等の不正事案もあるため、複数の支援者が関わる「共同後見」は不正防止の観点からも有効ではないかと考える。

## (2) 地域づくりコーディネーターの取組について (資料No. 2-1、2-2)

○高齢者移動支援モデル事業について

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人には、地域における公益的な取組として、福祉的支援を必要とする人に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する責務が明文化されており、その後の法改正を経て、社会福祉法人同士が連携しながら、さらに公益的な取組を推進することが求められている。
- ・市内では、地域づくりコーディネーターが中心となり、法人と地域を繋ぎながら多様な取組を推進しており、コロナ禍で一部事業が停滞しながらも、それぞれの社会福祉法人で地域活動への参画や貸館事業、市の行う認知症施策や介護予防事業への協力、各種サロンの運営等様々な事業に取り組んでいる。
- ・高齢者等の移動支援モデル事業である「買物送迎サポート定期便」は大府福祉会の協力を得て北崎自治区で開始し、現在は仁至会による協力を得て、吉田自治区でも取組を開始するなど、実施地域を拡充している。

- ・社会福祉施設単独では地域との接点が持ちにくい場合もあるため、社会福祉協議会が相談を受け、地区福祉委員会や自治会等と調整し、企画立案から周知、フォローまでを行っている。
- ・地域共生社会の実現には、高齢・障がい・児童分野を含めた包括的支援が必要であり、行政・地域・社会福祉法人の協働が不可欠である。今後は医療関係者も含めたネットワークを強化し、孤独・孤立対策、認知症対策、フレイル予防など、地域全体で福祉を推進していく方針である。

#### 【質疑応答・意見等】

委員)

- ・自分が所属する森岡自治区は、日頃から社会福祉協議会の地域づくりコーディネーターと密接に連携しており、特に福祉分野で大きな支援・助言を受けてきた。以前は防犯・交通安全を重視する一方、福祉に関する取組が手薄になっていたが、もっと地域で福祉を推進する必要があるという助言を受け、福祉の重要性を再認識し、地域福祉行動計画を策定するなど、地域福祉に関する取組を強化した。
- ・今後も、本日お聞きした社会福祉法人の取組等も参考にしながら、自治区として地域福祉にどう取り組んでいくべきかを社会福祉協議会にも支援をお願いしながら考えていきたい。

委員長)

- ・社会福祉法人長福会では、会議室や広場などの貸館事業を実施し、子ども会や自治会など地域団体に施設を開放している。また、パワーリハビリ機器を無料で利用できるようにするなど、地域住民の健康づくりを支援している。
- ・施設内では、ボランティアによる喫茶コーナーが運営されており、高齢者を中心とした地域住民の交流の場として親しんでいただいている。
- ・地域から依頼があれば、フィジカルセラピスト等の資格を有する職員の講師派遣や地域のお祭りの企画・運営支援、高齢者スポーツ教室へのコーチ派遣など、法人職員の専門性や特技を生かした地域貢献活動を行っている。

委員)

- ・社会福祉法人大府福祉会では、貸館事業や各種イベント等を実施しているが、特に力を入れているのが「買物送迎サポート定期便」であり、令和6年8月から開始し、北崎自治区の高齢者を対象に、送迎車を活用してマックスバリュ大府横根店への買物支援を実施している。
- ・施設の送迎車の空き時間を活用し、知的障がいのある通所利用者もスタッフとして同乗し、高齢者の荷物運び等を担うことで、高齢者支援と障がい者の就労機会創出の両立を図っている。
- ・免許返納後の移動手段確保や、自分の目で商品を選べる安心感に加え、参加者同士の交流の場にもなっており、利用者から好評を得ている。
- ・地域貢献活動は社会福祉法人の責務と義務付けられているため、今後も地域の困りごとに応じた地域貢献事業を考えていきたい。

委員)

- ・社会福祉法人愛光園では、土日等休日の事業所スペースを活用し、東浦町の手をつなぐ育成会等の地域団体へ施設を貸し出すなど、広域的な施設開放を行っている。
- ・また、法人の施設利用者とその家族、福祉事業従事者、住民向けに講演会や学習機会を提供しており、最近では、東浦町と大府市で、法人施設の利用者の家族向けに資産の残し方に関する講座や出張講座を実施している。
- ・高齢福祉分野では、地域支援者向けにACP（人生会議）の勉強会や、社協・市民団体と連携した認知症カフェの共催などを行っている。
- ・障がい分野において、近隣市町の事業所と連携してグループホーム連絡協議会を設立し、情報共有や課題解決に向けた協議を進めている。

委員)

- ・社会福祉法人の責務である「社会貢献」、「地域貢献」は、ともすれば一方通行な貢献となる場合もある。大府市では、社会福祉法人が持つ場所・人材・知恵といった資源を、地域の求めに応じて積極的に解放されており、地域福祉の推進に大きく貢献されていると感じた。
- ・その取組により、地域住民が買い物や学びを始めとした社会参加を楽しみ、自らの役割を考え

るなど、地域で共に暮らす意識が育まれている。社会福祉法人も地域住民の一員として、交流と相互の開放を通じて「共に生きる地域づくり」を実践していることを再認識した。

## 2 その他

### (1) 地域共生社会の実現に向けた国の動きについて（資料No. 3-1、3-2）

委員)

(資料に沿って説明)

- ・国で議論が進んでいる地域共生社会の在り方について、「地域共生社会の在り方検討会議」において、昨年5月に中間とりまとめが報告された。大きく5点にまとめられたとりまとめは、どれも喫緊の課題と言えるが、特に、今後大きな課題となると考えられる「重層的支援体制整備事業」、「身寄りのない高齢者への対応」、「成年後見制度の在り方」の3点が大きな論点になっている。
- ・重層的支援体制整備事業については、全国で開始している自治体は約4分の1にとどまっている一方で、開始後の評価や見直しが十分に行われていないことが課題とされており、実施効果をきちんと検証する必要がある。
- ・包括的支援体制としては、地域づくり、支援者間の連携による包括的相談支援、それらをつなぐ体制整備の3点を実効性ある形で進めることが重要である。
- ・2040年に向けて、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、働き手が減少することで、1人で多くの高齢者を支えていかなければならない肩車社会保障の現象が起こってくる。今後、大きく社会保障が揺らぐような時代がやってくることを見越して、今のうちに備える必要がある。
- ・今後は、身寄りのない高齢者への対応や権利擁護の充実に向けて、社会福祉法人同士の連携や地域住民との協働を進め、法律と福祉を結びつけた地域の支援体制を整えていく必要がある。このような見通しを持って、国と自治体が政策を進めていくこととなるということを大府市でもしっかりと考えて地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

#### 【質疑応答・意見等】

委員)

- ・こういった会議の場で高齢者について議論される場合、「元気がない高齢者をどう支えていくか。」といった話題に終始することが多いが、私を含めまだまだ元気な高齢者もたくさんいるため、高齢者にもっと役割を持たせて、積極的に地域に出てもらえるような取組を進めるべきなのではないかと感じた。

委員)

- ・ゴールドクラブは、正に元気な高齢者の団体であり、活動中での学びも多い。高齢化が進んでいる、高齢者が増えているにも関わらず、ゴールドクラブに加入する人が減っていることが問題である。ゴールドクラブ等の団体に所属することで得られる学びや人とのつながりを通じて、お互いを見守り合うような存在を持ち続けられる。
- ・弱体化しつつある自治会等の地縁組織を、もう一度再生させる必要があると感じている。

### (2) 高齢者タクシー料金助成事業の対象拡充について（資料No. 4）

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・在宅生活を送る高齢者の移動支援の更なる充実を目指し、令和6年6月から85歳以上の高齢者を対象に実施しているタクシー初乗り料金制度について、令和8年度からは、年齢要件を80歳以上へと引き下げて対象を拡充する。
- ・おおぶ活き活き幸齢者応援八策の柱の1つである移動支援を支える施策として、他の移動支援施策と合わせて、取組を進めていく。

#### 【質疑応答・意見等】

なし

### (3) 特定疾病り患者扶助料の拡充について(資料No. 5)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・ 難病患者の経済的負担軽減と制度の公平性確保から、従来の特定疾病り患者扶助料制度を見直し、対象疾病を現行の65疾病から国が指定する348の全ての指定難病へ拡充する。
- ・ 支給額は従来と同様に月額6,500円であり、申請は令和8年4月1日から受付を開始し、7月分から支給を開始する。
- ・ 4月に広報紙及び市公式ウェブサイトで周知を行い、5月に対象者へ個別通知を発送する予定である。

【質疑応答・意見等】

なし

### (4) 認知症関連事業の今年度の主な取組について(資料No. 6)

事務局)

(資料に沿って説明)

- ・ 認知症ヘルプマークの普及啓発について、日本郵便株式会社及び株式会社三菱UFJ銀行と協定を締結し、推進している。株式会社三菱UFJ銀行の寄附によって作成した普及啓発ステッカーを、日本郵便株式会社の自動車やバイクに掲示して、周知を行っている。
- ・ 「大府物忘れ検診」という認知機能検査に係る検査料の助成制度に力を入れて実施している。元気なうちから受診し、認知機能の低下の恐れがないことを確認し、安心してもらうため、より多くの市民に受検いただきたいと考えている。
- ・ この検査を受検し、「認知機能の低下は認められない。」という診断結果を警察に提出し、手続きを行うことで、運転免許証更新時の認知機能検査が免除されるような取組を、愛知県警察と大府市医師団の協力のもと実施している。
- ・ 今後も様々な取組を通して、「大府物忘れ検診」を始めとした認知症施策を引き続き推進していく。

【質疑応答・意見等】

なし

## 3 事務連絡

事務局)

- ・ 次回は、令和8年6月後半に開催予定

—以上—